

「刑事司法に関する基礎知識」

令和5年度地域生活定着支援人材養成研修

「テーマ別研修（被疑者等支援業務）」

森久智江（立命館大学法学部）
cmory@fc.ritsumei.ac.jp

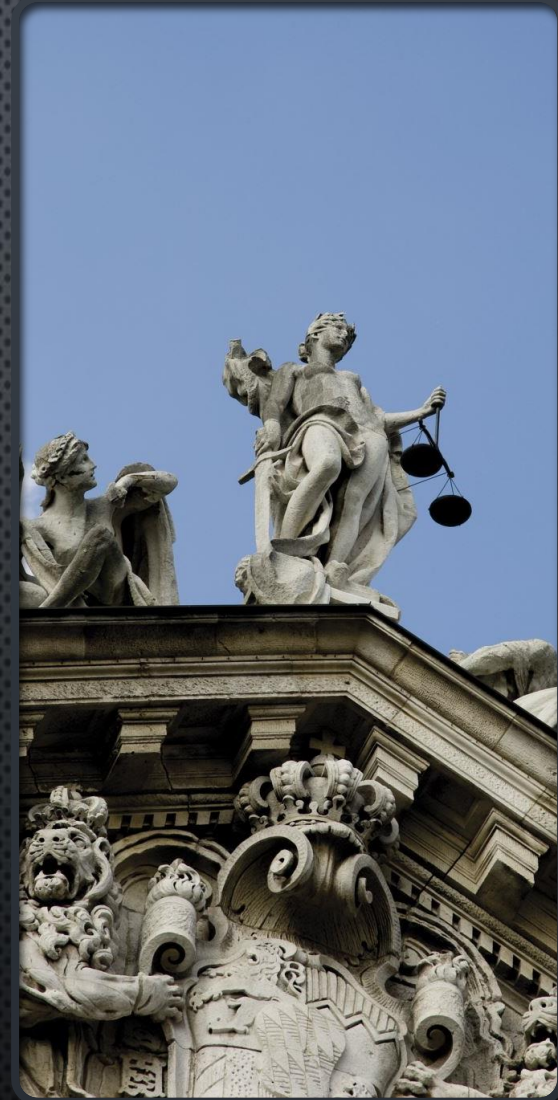
刑事司法（広義）とは？

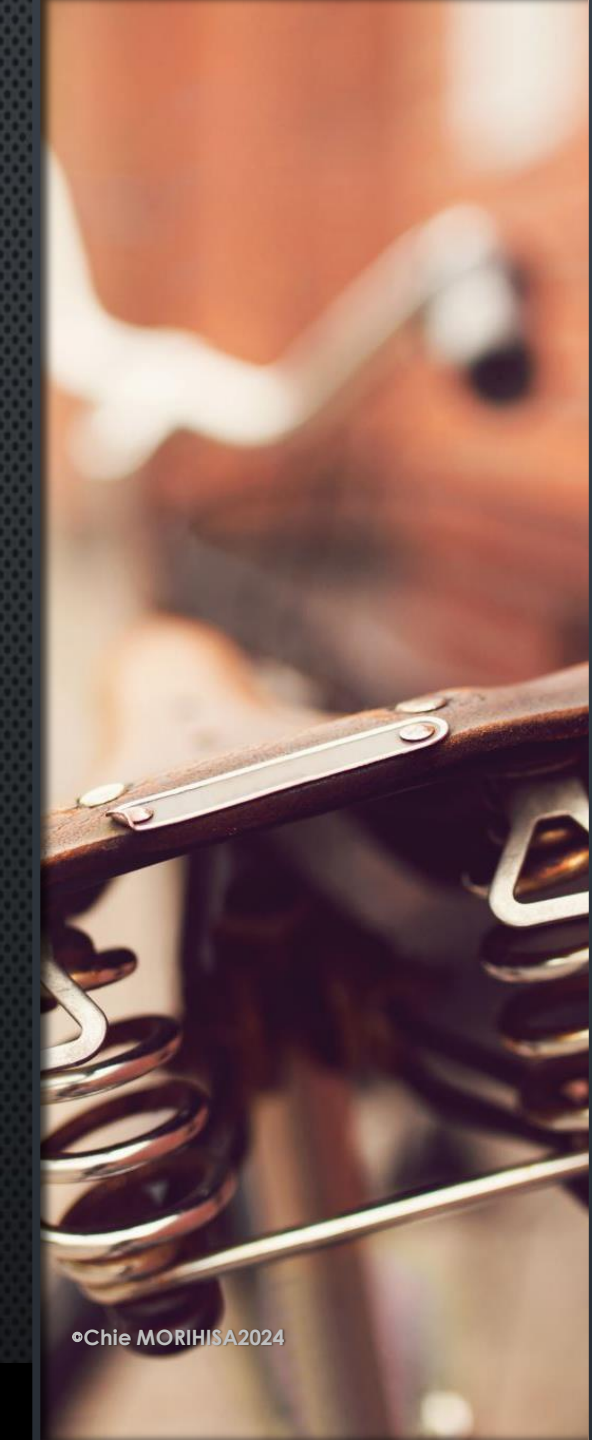
刑事司法（狭義）：捜査や公判（刑事裁判）
...広義の刑事司法全体のごく一部でしかない

1. 捜査
2. 起訴（検察官にしかできない裁判の契機）
3. 公判（刑事裁判）
4. 施設内処遇（＝矯正）
5. 社会内処遇（＝保護）

←これらを全部合わせて刑事司法（広義）

⇒今回は1、2、3までを扱います。





あるXさんの事件。

Xさん（23歳・男性）は、仕事を終えて深夜1時頃に自転車で帰宅しているところを、巡回中の警察官PとQに呼び止められ、「その自転車は自身の所有のものか？」と確かめられた。近隣で自転車盗が連続して発生しており、警察官P・Qはかねてより警戒を強めていた。第三者からその自転車を譲り受けたため、防犯登録をしていなかったXさんは、その自転車が第三者所有のものであると疑われてしまった。

また、その際の警察官P・Qとのやり取りにおいて、突然の詰問に狼狽してしどろもどろになってしまったXさんは、警察官Pから怪しまれ、持っていたバッグの中身を見せるように求められた。

訳が分からず混乱していたXさんがバッグの中身を見せるのを拒否すると、警察官Pからさらに強く詰問され、半ば強制的にバッグを開けようとした警察官Pともみあいになり、Xさんが警察官Pの肩を軽く押すようような形になって警察官Pが後ろに倒れてしまった。この行為により、Xさんは公務執行妨害罪の現行犯で逮捕された。

その後、警察署に連行されたXさんのバッグの中から工具（仕事に使っているもの）が発見され、過去Xさんに（自転車盗ではないものの）窃盗の前科があったことから、Xさんは窃盗の被疑事実でも取調べを受けた。

Xさんは公務執行妨害罪の被疑事実で勾留されたうえ、その間に窃盗の被疑事実についても長時間の取調べで詰問された結果自白してしまった。そこでさらに窃盗の被疑事実でも逮捕・勾留され、起訴されることとなった。

➡刑事司法手続における捜査・起訴の流れを整理してみましょう。

間違って誰かを罰しないために。

憲法31条～40条…全て、刑事司法に関することを規定(憲法全体の約1割を占めている)

←何故、憲法はこれほど多くの規定によって、刑事手続における人権を定めているのか？

∴刑罰：死刑・懲役・禁錮・拘留・罰金・科料(+没収)

…人の生命、自由、財産を奪う、法において最も厳しい手段

+ 刑事手続自体も、人権侵害がなされやすい手続

⇒捜査や刑罰が国家によって好きなように行われ、国民の生命・自由・財産を侵害されることがあってはならない！

刑事司法の大原則： 適正手続主義（憲法31条）

「法定の手続の保障」（憲31）

←ここでいう「手続」とは

...具体的な刑事手続

＋手続を規定する法律の内容

⇒この両方が「適正」でなければならない！

※それでは、憲法の言う「適正手続」はどのように具体化されているのか？

無罪推定原則

：検察官が主張する犯罪事実について、合理的疑いを超えて証明されない限り、被告人は無罪とされなければならない。

＊「合理的疑い」：普通の理解力のある人が疑問を持ち得ること

∴刑事裁判における検察官の挙証責任：裁判で犯罪の事実があったことを証明しなければならない責任は、検察官にある

＝被告人は無罪の証明をする必要はない

「疑わしきは、被告人の利益に」

「百人の罪人を放免するとも、一人の無辜を罰するな」

捜査の端緒—捜査はいつ始まる？

一般的にイメージされるのは...被害届や告訴等

⇔しかし、それ以外にも捜査の始まりがある

Xさんの例で言うと...

●「その自転車は自身の所有のものか？」と確かめられた

←職務質問

●怪しまれ、持っていたバッグの中身を見せるように求められた

←（職務質問にともなう）所持品検査

☞これらは「捜査」ではないが「捜査」につながる警察活動

警察の 活動の 2種類

行政警察活動：（一般的な）犯罪の予防・鎮圧活動。原則任意でなければならない。

←根拠法：警察法2条 I

司法警察活動：（具体的な）犯罪の捜査。任意捜査と（令状に基づく）強制捜査があるが、できるだけ任意捜査すべきとされる。

←根拠法：刑事訴訟法

∴活動目的による分離と権限の明確化＋裁判所による司法的チェック（令状発付）の必要性

➡捜査の始まりは、行政警察活動から司法警察活動（捜査）へと移行することによる場合も

捜査の始まりがあいまいである問題。

職務質問：警察法に規定あり（＝行政警察活動の一環として明確に認められている）。

⇔所持品検査：規定がないが、職務質問にともなって実務上認められている。「職務質問の効果をあげる」もの？

←本来、強制的に誰かの所有物を調べるには、「（強制）捜査」としての「搜索」令状が必要

＝具体的な事件に関する「捜査」として行われるべき強制的な人権侵害行為

→特に（Xさんのように）本人が拒否している時に、物理的に力を行使して調べようとするのは問題では？

捜査の始まり（端緒）と 福祉的ニーズのある人について...

■どんなふうに、何をきっかけとして「捜査」が始まったのか？

■その時の本人の状況はどのような状況だったのか？

←Xさんで言えば...

●突然の詰問に狼狽してしどろもどろになってしまった

●訳が分からず混乱していた

☞福祉的には、本人がどのように捜査の対象とされたのか、その時の本人の状況について、イメージしてみる必要性

未決拘禁（捜査における身体拘束）

- 逮捕（広義）：比較的短期の身体拘束を行う強制処分。逃亡防止、罪証隠滅の防止を目的とする（×取調べ）。

* 逮捕の具体的な流れ：

逮捕（狭義）→警察署へ引致→警察署において留置（最大48時間）

- 勾留：比較的長期の身体拘束であり、被疑者・被告人を刑事施設に拘禁する強制処分。送検後（24時間以内に）検察官が裁判所に請求する。 × 拘留（刑罰）

- 起訴前勾留：原則10日間、延長でさらに10日、最大20日間（但し、勾留の取消は制度上ありうる）
- 起訴後勾留：原則2か月、1か月ずつ延長可

＋起訴後勾留のみ保釈あり

起訴前の逮捕＋勾留の問題

逮捕＋送検＋勾留＝最大23日間

別罪でさらに逮捕されれば...事件ごとに勾留が可能

- 勾留場所は、拘置所ではなく警察留置場（代用刑事施設（代用監獄）であることがほとんど）
- 勾留の目的には「取調べ」は含まれていないが、実際にはこの間に長時間の「取調べ」を強制実施（取調べ受忍義務）

＝「捜査と拘禁の分離」がなされていない状況

←「冤罪の温床」等として国際的にも批判あり

未決拘禁と 福祉的ニーズのある人について...

- 拘禁中、どのような生活をしているのか？
- 取調べにおいて、どのようなことを訊かれているのか？
- 本人は現状をどのように理解しているのか？

←Xさんで言えば...

● 長時間の取調べで詰問された結果自白

☞ 本人が拘禁された状況の中でどのような心理状態にあるのか、何をどのように訊かれて答えたことなのかをイメージしてみて、本人の言うことの背景を理解する必要性

Ex. 事件に関する供述、福祉的調整に対する同意

起訴・不起訴の決定と公判

起訴便宜主義：検察官の裁量による不起訴を認める。

←公訴の提起・追行は、国家機関にのみ委ねられ（国家訴追主義）、その中でも検察官のみに可能である（起訴独占主義）。

∴個別の私人（被害者等）の報復感情にとらわれず、統一的な事件処理が可能

⇔一方で強大な起訴権限を検察官が持つことに

≡事実上の最終処分決定権？

※決定時の考慮要素は、被疑者の性格、年齢、境遇、犯罪の軽重、情状、犯罪後の状況により訴追を必要としないかどうか（刑事政策的考慮）

➡福祉的支援の有無や状況もこの考慮要素に

公判になると...

冒頭手続

...起訴内容や被告人の確認、意見陳述

福祉職が弁護人と連携して
「更生支援計画書」等を作成し、
社会内での支援計画について
証言する場合も。
＝事実認定や量刑

証拠調べ

...事実認定（有罪か無罪か）と量刑に関する証拠
調べ（物証・人証・調書）、被告人質問

最終弁論

...検察官による論告、被告人による意見陳述・弁
護人による最終弁論

判決

...必ず公判廷で判決言い渡し

日本の 刑事裁判

←実は認知された全事件の
ごく一部だけが扱われる場

一度起訴されると、ほぼ有罪になる

=「すべての刑事裁判は有罪である」との前提に立ちやすい

- 警察による微罪処分
- 検察による不起訴・起訴猶予処分

...これらによりほとんどの事件は捜査段階で終結

ほんとに、刑事裁判（起訴）＝有罪
で大丈夫??

●捜査段階では、最大23日間、身柄を警察留置場（代用監獄）に拘束、自白を迫られることも

●捜査段階では、有罪方向の証拠のみが固められがち

⇔そもそも人間は間違える生き物

＋特に、「正義感」にかられるほど、わかりやすい・素早い解決を求めやすい

👉どんな事件であっても、適正に集められた証拠によって、適正に事実認定が行われることが重要！

では、事実認定に争いがないときの
量刑については？

- 目の前に犯罪被害者がいる場合
- 目の前の被告人(犯罪をした人)には、何らかの「問題(ex. 薬物依存や犯罪歴など、次の犯罪につながるかもしれないような問題)」がある場合



できるだけ重い刑罰（＝長い刑務所収容）や、その刑罰の中での強制的処遇（ex. 特定の犯罪類型のための処遇プログラムの実施等）を求める声につながりやすい

⇔しかし、刑罰や強制的処遇が必ずしも犯罪の背景を解決するわけではない

少年事件の手続の特徴

① 全ての事件は「家庭裁判所」に送られる（全件送致主義）

...家裁は法的な調査以外も行うことのできる、特別な専門性を持った裁判所だから（家裁調査官の配置）

② 検察が起訴・不起訴を決定できない（権限がない）

...家裁の決定に従って起訴しなければならない（専門性を有する家裁の決定の尊重）

③ 刑事施設の代わりに少年鑑別所に未決拘禁される「勾留に代わる観護措置」がある

...少年に適した身柄拘束を行う＋資質鑑別のため

➡すべては少年法の目的に適う少年司法手続のため

少年法の目的： 少年の健全な育成 （＝健全育成理念（1条））

CF.成人の刑事手続の目的（刑訴法1条）

：事案の真相解明＋刑罰の実現

保護主義＋国家が親の代わりに少年を保護するという考え方（国親思想（パレンス・パトリエ））

→これにより、少年法以外の児童福祉同様、社会が少年の成長発達を保障することに資する

∴保護処分を行うには...非行事実＋要保護性

←原則、両方があって始めて保護処分が可能



少年が逆送された (刑事裁判で起訴された) 際の問題点

少年法上は刑事裁判においても

少年法の理念に沿って行われるべきとされるが...

■ 家裁で収集された社会調査記録（家裁調査官や少年鑑別所による調査記録）が、刑事裁判における量刑に十分活かされない

■ （特に）裁判員に、少年法の理念が理解されにくい

■ 少年院と刑務所の違いが理解されにくい

➡ 逆送後は実質的に成人と同様の事実認定・量刑のような状態に

※少年法上は、事実認定を刑事裁判で行ったうえで、再度家庭裁判所に移送して保護処分を行う規定（少年法55条）あり。しかし、あまり活用されていない。

☞ 福祉的ニーズを有する少年についてはさらに理解されにくい現状あり

まとめ。

- 捜査や刑事裁判といった刑事手続は、人間が合理的に事実を知り、確定したうえでその対応を決めるために進化してきた制度
- しかし、人間はその運用においても、正義感にかられると無理をしがち&間違いを犯しがち
- 被疑者・被告人となった人は、そういう手続で扱われていること、その状況に置かれたゆえの、特殊な心理・身体状態に置かれる
- そのような特殊な状況の中で行われるコミュニケーションや意思決定（同意や希望）の意味内容の解釈に留意すべき
- 法的専門家や専門性を有しない一般市民（裁判員等）が関与する場に、対人援助の専門家として、どのような固有のレンズ（＝ものや人の見方）を提供できるかが課題であり強み